

農林水産省

平成十七年経済産業省告示第二号の一部を改正する告示案

国土交通省

農林水産省

平成十七年経済産業省告示第二号（流通業務総合効率化事業の実施に関する基本的な方針）の一部を改正する告示

国土交通省

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一（略）</p> <p>第二 流通業務総合効率化事業の内容に関する事項</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 流通業務総合効率化事業の内容（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 効率化について（略）</p> <p>①（略）</p> <p>② 輸配送の共同化</p> <p>輸配送の共同化としては、すべての輸配送について共同化する取組のみならず、幹線輸送部分又は都市内での集配部分を共同で輸配送するケースや、交通混雑の激しい一定区域内や貨物量が少ない曜日や夜間帯に各社持ち回りで共同配送するケースも考えられる。</p> <p>③～⑨（略）</p> <p>5  貨物流通事業者が他の事業者との連携又は事業の共同化により実施する流通業務総合効率化事業</p>	<p>第一（略）</p> <p>第二 流通業務総合効率化事業の内容に関する事項</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 流通業務総合効率化事業の内容（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 効率化について（略）</p> <p>①（略）</p> <p>② 輸配送の共同化</p> <p>輸配送の共同化としては、すべての輸配送について共同化する取組のみならず、幹線輸送部分のみを共同でトラック輸送し、都市内での集配は各社が個別に行うというケースや、交通混雑の激しい一定区域内や貨物量が少ない曜日や夜間帯に各社持ち回りで共同配送するケースも考えられる。</p> <p>③～⑨（略）</p>

空港等の物流拠点周辺や都市部など物流が輻輳した地域においては、当該地域の関係者間の共通ルールの不存在や情報の偏在等により、荷さばきトラックや待機トレーラーによる道路混雑が発生しており、その結果、物流の効率化を著しく阻害している事例が見受けられる。このような地域の物流に関する問題に対応していくためには、地域の物流に関わる多様な関係者が相互に連携し、輸送ルートを集約、輸配送の共同化等、地域の実情に応じた取組を行うことが重要である。

貨物流通事業者が他の事業者との連携又は事業の共同化により実施する流通業務総合効率化事業は、このような地域における物流の総合化及び効率化を図るための事業である。すなわち、地方公共団体、貨物流通事業者、荷主企業等の地域の関係者から構成される協議会での合意に基づき、複数の貨物流通事業者の流通業務を一体的に行うことにより、各貨物流通事業者の流通業務の総合化及び効率化を図る事業である。また、当該事業を円滑に実施するためには、協議会において、地域の物流に関わる関係者が活発な意見を交わしつつ、それぞれが相互に連携し、主体的に取り組むことが重要である。

例えば、商店街における貨物の集荷又は配送について、協議会で策定された配送時間帯等の共通ルールに基づき実施する共同輸配送事業は、当該地域に流入するトラック台数を減少させることに加え、地域の物流に関わる関係者が連携して、渋滞対策、駐車対策等に取り組むことにより、交通渋滞の緩和や環境負荷の低減等を図ることが期待される。

## 6 | 特定流通業務施設

### (1) 特定流通業務施設の内容

## 5 | 特定流通業務施設

### (1) 特定流通業務施設の内容

流通業務施設であつて、高速自動車国道のインターチェンジ等、鉄道の貨物駅、港湾、漁港、空港その他の物資の流通を結節する機能を有する社会資本等の近傍に立地し、物資の仕分け及び搬送の自動化等荷さばきの合理化を図るための設備、物資の受注及び発注の円滑化を図るための情報処理システム並びに流通加工の用に供する設備を有するものである。このほか、倉庫業の用に供する倉庫については、倉庫業法第六条第一項第四号の国土交通省令で定める基準に適合するものでなければならない。特定流通業務施設は、流通業務総合効率化事業の実施に併せて新規に整備するものである必要はなく、既存の流通業務施設を活用するものであつても構わない。

また、協議会での合意に基づき貨物流通事業者が他の事業者との連携又は事業の共同化により実施する流通業務総合効率化事業に使用される施設については、その事業活動は一般的に商店街等で行われることが想定されることから、高速自動車国道のインターチェンジ等、鉄道の貨物駅、港湾、漁港、空港等の社会資本のみならず、多数の物資が集積・消費される商店街の近傍に立地することが望ましい。

なお、特定流通業務施設の基準の詳細は、法第四条第三項第三号の主務省令で定められる。

(2) (略)

7| 環境負荷の評価 (略)

8| 流通業務総合効率化事業の実施期間 (略)

第三 第六 (略)

流通業務施設であつて、高速自動車国道のインターチェンジ等、鉄道の貨物駅、港湾、漁港、空港その他の物資の流通を結節する機能を有する社会資本等の近傍に立地し、物資の仕分け及び搬送の自動化等荷さばきの合理化を図るための設備、物資の受注及び発注の円滑化を図るための情報処理システム並びに流通加工の用に供する設備を有するものである。このほか、倉庫業の用に供する倉庫については、倉庫業法第六条第一項第四号の国土交通省令で定める基準に適合するものでなければならない。特定流通業務施設は、流通業務総合効率化事業の実施に併せて新規に整備するものである必要はなく、既存の流通業務施設を活用するものであつても構わない。なお、特定流通業務施設の基準の詳細は、法第四条第三項第三号の主務省令で定められる。

(2) (略)

6| 環境負荷の評価 (略)

7| 流通業務総合効率化事業の実施期間 (略)

第三 第六 (略)